

改正

令和2年3月27日規則第8号

令和6年2月21日規則第2号

読谷村子ども・子育て支援事業補助金交付規則

(趣旨)

第1条 この規則は、子ども・子育て支援交付金交付要綱（平成28年7月20日府子本第474号内閣総理大臣通知の別紙。以下「交付金交付要綱」という。）に基づき実施する事業に対し、予算の範囲内で補助するものとし、その補助に関しては、読谷村補助金交付規則（昭和49年読谷村規則第8号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、交付金交付要綱に規定する事業のうち、別表に定める事業とする。

(補助の対象者及び補助金の対象経費、補助基準額等)

第3条 補助の対象者及び補助金の対象経費、補助基準額、補助の条件等は、交付金交付要綱に定めるところによる。

(補助金交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、読谷村子ども・子育て支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に関係書類を添付し、村長に提出しなければならない。

(補助金交付決定及び通知)

第5条 村長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、これを審査し、補助金の交付が適当であると認めるときは、補助金の交付の決定を行うものとし、読谷村子ども・子育て支援事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(補助事業内容の変更等)

第6条 補助金の交付決定通知を受けた者（以下「事業者」という。）は、補助金交付決定後の事情の変更により申請書の内容を変更して事業を行う場合には、読谷村子ども・子育て支援事業補助金交付変更申請書（第3号様式）により変更の申請を行い、あらかじめ村長の承認を受けなければならない。

2 村長は、前項の申請書の提出があったときは、読谷村子ども・子育て支援事業補助金交付変更

決定通知書（第4号様式）を事業者に通知するものとする。

（補助事業の中止及び廃止の申請）

第7条 事業者は、第5条の規定により決定を受けた事業（前条により変更の承認を受けた場合を含む。）を中止し、又は廃止しようとするときは、読谷村子ども・子育て支援事業中止・廃止申請書（第5号様式）を村長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 村長は、前項の申請書の提出があったときは、読谷村子ども・子育て支援事業中止・廃止決定通知書（第6号様式）を事業者に通知するものとする。

（補助金実績報告）

第8条 事業者は、事業が終了した日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、読谷村子ども・子育て支援事業実績報告書（第7号様式。以下「実績報告書」という。）に関係書類を添えて、村長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第9条 村長は、前条の規定により実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助金交付に適合していると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、読谷村子ども・子育て支援事業補助金確定通知書（第8号様式）により事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第10条 補助金の交付は、補助金の確定後に事業者へ交付するものとする。

2 事業者は、前条の規定により通知を受けたときは、読谷村子ども・子育て支援事業補助金請求書（第9号様式）を村長に提出しなければならない。

（補助金の概算払）

第11条 村長は事業の円滑な遂行を図るため必要と認めるときは、補助金の交付決定通知後概算払により交付することができるものとする。

2 前項の規定により概算払により補助金を交付する場合の交付時期及び交付割合は、交付の決定時及び実施期間の中間時にそれぞれ当該交付決定額の10分の5とする。

3 前項の規定により通知を受けた事業所は、読谷村子ども・子育て支援事業補助金概算請求書（第10号様式）を村長に提出しなければならない。

4 前項により概算払により補助金の交付を受けた事業所は、第9条の通知を受けたときは、読谷村子ども・子育て支援事業補助金精算書（第11号様式）により、速やかに精算しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し及び返還）

第12条 村長は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定及び額の確定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

- (1) この規則に違反したとき。
- (2) 補助金を交付の目的に反して又は不当に使用したと認められるとき。
- (3) 補助事業の遂行が困難であると認められるとき。
- (4) 補助金の全部又は一部を使用しなかったとき。
- (5) その他村長が交付決定の取消し又は補助金の返還の必要があると認めたとき。

(措置等)

第13条 村長は、実施した事業内容が当該事業目的に反すると認めるときは、必要な是正措置を講ずるよう事業者を求めることができる。

2 村長は、事業者の求めに応じて指導及び助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため必要な協力をするものとする。

3 村長は、必要に応じて本事業の実施状況及び経理状況について、実態調査を行うことができる。

(帳簿及び書類の備付け)

第14条 事業者は、当該事業に関する帳簿及び書類を備え、これを整理しておかなければならない。

2 前項の帳簿及び書類は、当該事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認の日）の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（令和2年3月27日規則第8号）

この規則は、公布の日から施行し、令和2年1月16日から適用する。

附 則（令和6年2月21日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の読谷村子ども・子育て支援事業補助金交付規則の規定は、令和5年4月1日から適用する。

別表（第2条関係）

事業名	事業内容
延長保育事業	「延長保育事業の実施について」（平成27年7月17日雇児発0717第10号）の別紙に定める延長保育事業
放課後児童健全育成事業	「放課後児童健全育成事業の実施について」（令和5年4月12日こ成環第5号）の別紙に定める放課後児童健全育成事業
地域子育て支援拠点事業	「地域子育て支援拠点事業の実施について」（平成26年5月29日雇児発0529第18号）の別紙に定める地域子育て支援拠点事業
一時預かり事業	「一時預かり事業の実施について」（平成27年7月17日27文科初第238号、雇児発0717第11号）の別紙に定める一時預かり事業
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の実施について」（平成26年5月29日雇児発0529第17号）の別紙に定める子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

年 月 日

読谷村長 殿

住 所 (事業所)
施 設 名
代表者名

印

読谷村子ども・子育て支援事業補助金交付申請書

読谷村子ども・子育て支援事業補助金交付規則第4条の規定により補助金を交付して下さるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 事業名	
2 事業費	
3 事業計画	
4 着手予定年月日	
5 完了予定年月日	
6 添付書類	(1) 事業計画書 (2) 収支予算書 (3) その他の書類

殿

読谷村長

読谷村子ども・子育て支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日に申請のあった読谷村子ども・子育て支援事業補助金交付申請については、読谷村子ども・子育て支援事業補助金交付規則第5条の規定より、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

1 事 業 名	
2 事 業 費	
3 条 件	
4 指 示	

年 月 日

読谷村長 殿

（事業所）
住 所
施 設 名
代表者名

読谷村子ども・子育て支援事業補助金交付変更申請書

読谷村子ども・子育て支援事業補助金交付規則第4条の規定により申請した事業の内容を変更したいので読谷村子ども・子育て支援事業補助金交付規則第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付決定年月日	年 月 日
2 補助金交付決定指令番号	指令第 号
3 事業名	
4 事業の変更等の内容及び理由	
5 変更後の交付申請額	
6 変更の年月日	
7 添付書類	(1) 事業変更計画書 (2) 変更収支予算書又はこれに代わる書類 (3) その他の書類

第 号
年 月 日

殿

読谷村長

読谷村子ども・子育て支援事業補助金交付変更決定通知書

年 月 日に付け 第 号で交付決定した読谷村子ども・子育て支援事業補助金については、次のとおり変更決定したので、読谷村子ども・子育て支援事業補助金交付規則第6条第2項の規定により通知します。

記

1 事業名	
2 事業の変更内容	
3 変更後の交付決定額	
4 指 示	

年 月 日

読谷村長 殿

(事業所)

住 所

施 設 名

代表者名

印

読谷村子ども・子育て支援事業中止・廃止申請書

読谷村子ども・子育て支援事業補助金交付規則第5条の規定により交付決定を受けた事業については、これを中止・廃止したいので読谷村子ども・子育て支援事業補助金交付規則第7条の規定により関係書類を添えて申請します。

1 中止・廃止する事業

2 関係書類

第 号
年 月 日

殿

読谷村長

読谷村子ども・子育て支援事業中止・廃止決定通知書

年 月 日に付け 第 号で交付決定した読谷村子ども・子育て支援事業については、中止・廃止決定しましたので、読谷村子ども・子育て支援事業補助金交付規則第7条第2項の規定により通知します。

記

1 中止・廃止する事業名

2 中止・廃止年月日

年 月 日

読谷村長 殿

(事業所)
住 所
施 設 名
代表者名 印

読谷村子ども・子育て支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け読谷村指令第 号で交付決定通知を受けた読谷村子ども・子育て支援事業補助金については、下記のとおり事業を実施したので、関係書類を添えて報告します。

記

1 事 業 名	
2 実 績 額	
3 添 付 書 類	(1) 事業報告書 (2) 収支決算書 (3) その他の書類

第 号
年 月 日

殿

読谷村長

読谷村子ども・子育て支援事業補助金確定通知書

年 月 日付け読谷村指令第 号で交付決定通知した読谷村子ども・子育て支援事業補助金については、実績報告書等を精査した結果、読谷村子ども・子育て支援事業補助金交付規則第 9 条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

記

1 確 定 額 (a)	
2 交 付 決 定 額	
3 概 算 交 付 済 額 (b)	
4 差 引 精 算 額 (a－b)	

読谷村子ども・子育て支援事業補助金請求書

請 求 額	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

事業名 （ ）

上記のとおり請求します。

年 月 日

読谷村長 殿

(事業者)

住 所

施 設 名

代表者名

印

振 込 口 座	
銀行名・支店名	
預 金 の 種 類	
口 座 番 号	
フリカゝ	
口 座 名 義	

第10号様式（第11条関係）

読谷村子ども・子育て支援事業補助金概算請求書

請 求 額	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

事業名 （ ）

	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
交付決定額									
交 付 済 額									
今回請求額									
残 額									

上記のとおり請求します。

年 月 日

読谷村長 殿

(事業者)

住 所

施 設 名

代表者名

印

振 込 口 座	
銀行名・支店名	
預 金 の 種 類	
口 座 番 号	
フリカゝナ	
口 座 名 義	

年 月 日

読谷村長 殿

(事業所)

住 所

施 設 名

代表者名

読谷村子ども・子育て支援事業補助金精算書

年 月 日付け 第 号で確定通知のあった読谷村子ども・子育て支援事業補助金については、読谷村子ども・子育て支援事業補助金交付規則第11条第6項の規定により、下記のとおり精算します。

記

1 事 業 名	
2 補 助 金 交 付 確 定 額	
3 概 算 払 受 領 済 額	
4 精 算 額	追加請求額
	返 納 額

振 込 口 座	
銀行名・支店名	
預 金 の 種 類	
口 座 番 号	
フリカ [※]	
口 座 名 義	